

# 土砂災害のおそれのある区域からの 住宅の移転を支援します

本市では、土砂災害から住民の安全を守るため、土砂災害により住民に危険を及ぼす恐れのある区域に建っている危険住宅（市内の対象区域内にある、区域指定前に建てられた住宅等）の移転費用の一部を補助します。

【例】  
移転費用  
最高

約 **900** 万円を補助します！！

※除却住宅が木造で延床面積120㎡の場合で保全人家10戸未満の急傾斜崩壊危険区域外を想定

## 補助対象

- 1 災害危険区域（県条例第4条）  
※区域指定S52～S58
- 2 がけ条例適用区域（県条例第6条）  
※区域指定S47
- 3 土砂災害特別警戒区域  
※区域指定H25～H26
- 4 土砂災害特別警戒指定見込み区域
- 5 災害救助法適用区域

※居住者がいる危険住宅であり、移転先が市内の安全な場所であるものが対象

※県条例：岐阜県建築基準条例 ※土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に定める区域 通称「レッドゾーン」

## 補助内容

区分	補助対象費用	補助限度額	
除却費	危険住宅の除却費	実費相当額 上限額 木造 <b>3.3</b> 万円/㎡非木造 <b>4.7</b> 万円/㎡ ※国土交通省が定めるR7年度標準建設費等通知より	
引越費用等	動産移転費、 仮住居費等	<b>97.5</b> 万円/戸	
建物助成費	危険住宅に代わる住宅の建設、購入等に要する資金を金融機関から借入れた場合の借入金利子（年利8.5%を限度とする。）に相当する額	右記以外	保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域
		<b>421</b> 万円/戸 ・建物325万円 ・土地96万円	<b>731.8</b> 万円/戸 ・建物465万円 ・土地206万円 ・敷地造成 60.8万円

## 注意事項

- 補助を受ける場合、裏面に記載する期間中に事前相談を行う必要があります。
- 移転後の住宅を新築する場合、新築後の住宅は省エネ基準に適合させてください。
- 予算の範囲内での事業実施となります。

# 手続きの流れ

## 0 対象区域や危険住宅であるか確認

- 建築指導課までお問い合わせください。

### 事業募集年度（令和8年度）

## 1 事前相談

- 募集期間 令和8年4月1日～9月30日
- 補助を受けるには事前相談が必要です！

### 事業年度（令和9年度）

## 2 補助金の交付申請

- 工事着手前（工事請負契約前）かつ令和9年4月1日～5月31日の間に提出してください。

## 3 補助金の交付決定

## 4 移転事業の実施

- 交付決定前に事業を実施した場合は補助対象となりません。
- 必ず補助金交付決定後に移転事業の契約及び工事を実施してください。

## 5 移転事業の完了実施報告

- 工事完了日から30日以内又は事業年度内のうち、いずれか早い日までに書類を提出してください。

## 6 補助金の確定

## 7 補助金の交付

- 補助金の確定後、指定口座へ補助金が振り込まれます。

### 補助金に関する相談受付中

- そもそも私の家は対象なの？
- すぐには移転しないけど、どれくらいの補助がでるの？ など

お問い合わせは

岐阜市役所 建築指導課 審査係

☎ 058-265-3903（直通）

詳しくは、市ホームページ [岐阜市](#) [がけ近](#)

検索

